

令 4 技術管理第 45 号の 4
令和 4 年(2022年) 4 月 15 日

関係団体の皆様

山口県土木建築部技術管理課長

建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行について（送付）

県では、やまぐち維新プランに掲げる「持続可能な建設産業の構築」に向け、建設工事従事者の適正な賃金水準の確保や生産性の向上に取り組んでいるところです。

このたび、建設キャリアアップシステムを活用し、建設工事従事者の処遇改善を更に推進することを目的として、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行を実施することとしましたので、別添写しのとおり参考送付します。

技術指導班
担当：中村、中戸
083-933-3636

部 内 各 課 長
部内各出先機関の長 様

技術管理課長

建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行について (通知)

このことについて、下記のとおり試行を実施することとしたので、通知します。

記

1 試行対象工事

請負対象設計額が 1 億円以上の全ての工事。

2 適用基準日

令和 4 年 5 月 1 日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

ただし、条件付一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和 4 年 5 月 1 日以降、入札参加資格審査結果を通知するものに適用する。

3 試行要領

別紙「建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」のとおり。

4 その他

試行要領は、山口県技術管理課ウェブサイト（その他の技術基準・マニュアル）に掲載する。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>)

技術指導班
担当：中戸
083-933-3636

建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領

1 趣旨

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価されることで、技能者の適切な処遇につなげる仕組みである。

本要領は、CCUSの活用の促進に向け、山口県土木建築部が発注する工事において、CCUS活用モデル工事の試行を実施するために必要な事項を定め、もってCCUS活用モデル工事の試行の円滑な実施に資することを目的とする。

2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・ 下請企業： 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・ 技能者： 下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・ CCUS登録事業者： 下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・ CCUS登録技能者： 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・ 登録事業者率： $CCUS登録事業者の数 / 下請企業の数$ （計測日に作業していない下請企業は含まない）
- ・ 登録技能者率： $CCUS登録技能者の数 / 技能者の数$ （計測日に作業していない技能者は含まない）
- ・ 就業履歴蓄積率： 建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数/工事現場へ入場した技能者の数（計測日に作業していない技能者は含まない）
- ・ 計測日： 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は受発注者の協議の上で決定するものとし、3回以上の計測日を設定するものとする。
- ・ 平均登録事業者率： 計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- ・ 平均登録技能者率： 計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・ 平均就業履歴蓄積率： 計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

3 対象工事

請負対象設計額が1億円以上の全ての工事を対象とする。

4 発注方式

契約後、受注者がCCUSの活用を希望した場合に実施する「受注者希望型」とする。

5 実施方法等

- (1) 発注者は、土木系工事の場合は入札公告及び施工条件書に、また営繕系工事の場合は入札公告及び現場説明書に、CCUS活用モデル工事の試行対象工事である旨を明示（「別紙1」、「別紙2」参照）するとともに、特記仕様書に必要事項を記載（「別紙3」参照）し、発注する。
- (2) 受注者は、契約後速やかにCCUSの活用希望の有無について、発注者に工事打合せ簿にて通知する（「別紙4」参照）ものとする。
- (3) 受注者は、CCUSを活用する場合、カードリーダー等の設置場所、設置期間、計測日を施工計画書に記載し、発注者に提出する。

なお、計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとし、現場着手日から2ヵ月後を初回、以降2ヵ月に1回の頻度で最低3回以上計測日を設定することを標準とするが、工期や現場条件等により、3回の計測日を設定できない場合は、現場着手日から1ヵ月後を初回、以降1ヵ月に1回の頻度まで計測間隔を短縮することも可能とする。

また、計測間隔には、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受発注者の協議により対象とすることが明らかに不適当な期間を除くものとする。

- (4) 受注者は、工事完成時にCCUS活用状況が確認できる資料及び下表に示すすべての基準の達成状況が確認できる資料を発注者に提出する。なお、発注者に提出する資料に個人情報が含まれる場合は、受注者が氏名及び所属会社以外の個人情報に関する事項に黒塗り等の対応を行ったうえで、発注者に提出すること。

指標	基準（土木系工事）	基準（営繕系工事）
平均登録事業者率	90%	70%
平均登録技能者率	80%	50%
平均就業履歴蓄積率	50%	30%

6 システム活用にかかる費用

CCUS活用に関する費用（カードリーダー等購入・設置費、現場利用料等）は受注者が負担するものとする。

7 工事成績評定

- (1) 発注者は、工事完成時に受注者から提出された資料により、5（4）に示すすべての基準の達成が確認された場合は、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点を加点する。
- (2) 受注者の都合によりCCUSを活用しない場合、または活用を希望したが基準を達成できなかった場合であっても、減点を行わない。ただし、提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

8 その他

この要領に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年5月1日から適用する。

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和 年 月 日

〇〇土木建築事務所長 〇〇 〇〇

1 入札に付する事項

(1) 工事名

令和〇年度 〇〇〇〇線 △△△△工事 第◇◇工区

(2) 工事場所

〇〇市大字△△字◇◇から同市大字☆☆字◆◆までの間

(3) 工事の概要

工 事 内 容
L = 〇〇m
△△工 ◇◇m
▲▲工 ☆☆m ²
◎◎工 ▽▽m ³
◆◆工 1 式

(4) 工期

契約締結日の翌日から工事着手期限日までの間で受注者が選択する工事着手日から〇〇日間

(5) その他

本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（受注者希望型）」の試行の対象工事である。

この公告に定めのない事項については、入札条件及び指示事項又は設計図書のほか、各入札制度要領等に定めるところによる。

施工条件書に記載（土木系工事の場合）

様式 3-1		<u>施 工 条 件 書</u>		No. 9
項目	明示事項		条件等	
その 他	13. 資材及び機械搬入方法等の制限	有	無	資材、機械名（ ） 場所、範囲（ ） 搬入条件（ ）
	14. その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（受注者希望型）」の試行の対象工事である。

現場説明書に記載（営繕系工事の場合）

現 場 説 明 書

施行年度	令和 年度	
工事名		
工事場所	地内	
入札執行課	山口県土木建築部建築指導課	
工 期	着手期日：令和 年 月 日	施工日数： 日
	完成期日：令和 年 月 日	
	<p>【営繕系工事（建築工事）】 【建設キャリアアップシステム活用モデル工事（受注者希望型）の試行対象工事】</p> <p>1. 工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 棟 ・ 造 階建（地上 階、地下 階） 	

「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（受注者希望型）」

特記仕様書

- 1 本工事は、契約後、受注者の希望により建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を実施する「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（受注者希望型）」の試行対象工事である。
- 2 受注者は、契約後速やかにCCUSの活用希望の有無について、発注者に打合せ簿にて通知すること。
- 3 受注者は、CCUSの活用をする場合、カードリーダー等の設置場所、設置期間、計測日を施工計画書に記載し、発注者に提出するものとする。
 なお、計測日は受発注者の協議の上で決定するものとし、現場着手日から2ヵ月後を初回、以降2ヵ月に1回の頻度で最低3回以上計測日を設定することを標準とするが、工期や現場条件等により、3回の計測日を設定できない場合は、現場着手日から1ヵ月後を初回、以降1ヵ月に1回の頻度まで計測間隔を短縮することも可能とする。
 また、計測間隔には、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受発注者の協議により対象とすることが明らかに不適当な期間を除くものとする。
- 4 受注者は、CCUSを活用する場合、工事完成時に以下に示す基準の達成状況及びCCUS活用状況が確認できる資料を発注者に提出することとし、提出された資料により、以下に示すすべての基準の達成が確認された場合は、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点を加点する。

指標	基準（土木系工事）	基準（営繕系工事）
平均登録事業者率	90%	70%
平均登録技能者率	80%	50%
平均就業履歴蓄積率	50%	30%
- 5 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。
- 6 その他、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」によること。
 なお、試行要領は、山口県土木建築部技術管理課 Web サイトに掲載している。
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>

工事打合せ簿

受領時の発議者への真正性確認

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者(No.)	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者(No.)	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他()			
工事名 (箇所コード)	令和 年度 地内 ()			
受注者名			発注事務所	
(内容)				
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>○建設キャリアアップシステムの活用について</p> <p>「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」試行要領」5(2)により、当該工事はC CUSを活用するため、通知する。</p> </div>				
添付図 葉、その他添付図書				
指示等により 必要な措置又は 予定している 措置	契約変更 <input type="checkbox"/> 無			
	契約変更 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 金額変更する(増・減 概算額 千円)		
		<input type="checkbox"/> 工事内容を変更する		
		<input type="checkbox"/> その他 ()		
処 理 回 答	発注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他() 令和 年 月 日		
	受注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他() 令和 年 月 日		

総括監督員	主任監督員	監督員
●●●●	●●●●	●●●●

現場代理人	主任技術者 (監理技術者)
●●●●	●●●●